

<h1>控室</h1>	<b>首都圏大学非常勤講師組合</b> 東京公務公共一般労働組合 大学非常勤講師分会 TEL 080-3310-6910 URL: <a href="http://f47.aaa.livedoor.jp/~hijokin/">http://f47.aaa.livedoor.jp/~hijokin/</a> e-mail: <a href="mailto:sida@union-kk.com">sida@union-kk.com</a>	〒170-0005 東京都豊島区 南大塚 2-33-10 東京労働会館 5F 郵便振替口座 00140-9-157425 大学非常勤講師分会
-------------	--	---

本号の主な内容

- ◆春闘交渉・非常勤講師運動の新たな展開を(3面)    ◆埼玉女子短大抗議声明(7面)

## 12.1 国公立大学の危機打開をめざす 全国共同国会要請行動に参加して

松村 比奈子

去る12月1日、全国大学高専教職員組合(全大教)を中心に、政府の次年度高等教育予算に対し深刻な危機感を持つ団体・個人が集まり、「12.1 国公立大学の危機打開をめざす全国共同国会要請行動」と称して、議員会館内での集会と衆参両議員への要請行動を行いました。

この共同行動は、もともとは運営費交付金の削減に危機感を抱いた全大教からの呼びかけがきっかけでしたが、それは単なる交付金の削減にとどまらず、高等教育全体の問題ではないのかとの危機意識から、日本私立大学教職員組合連合(日本私大教連)、東京地区大学教職員組合協議会(都大教)、日本科学者会議の4団体が直ちに呼応しました。もちろん、当組合も、です。そして実行委員会は、この5団体に加え、当日までに賛同団体としてアレザール日本、全国大学院生協議会(全院協)、全日本学生自治会総連合(全学連)、東京都学生自治会連合(都学連)の4団体が集まり、計9団体で構成される大組織となりました。

かつては、国立と私立、中央と地方、理系と文系、専任と非常勤、教員と学生

など、大学間・大学内でも立場や主張の異なる団体が対立し、共に行動することはほとんどありませんでした。しかし、お互いが自らの主張に執着することで、結局、誰が利益を得たのでしょうか。むしろそうしている間に、我々の乗っている「高等教育」という船が、沈没しかかっているのではないのでしょうか。そうであるならば、そのような状況ではともに協力してまずは高等教育機関の最低限の安定を求めるべきではないかというのが、当組合が今回の共同国会要請行動に参加した理由です。具体的には、国公立にかかわらず、高等教育予算の削減に断固反対するということです。

当日は、実行委員会の参加者を含め計113人(うち当組合から10人)が参加しました。12時半からの集会では、全大教が代表して共同行動の趣旨、共同要請書の説明を行い、続いて当組合ほか9団体が、政府に対する個別の具体的な要求を説明しました。当組合は、今回は奨学金の「所得連動型」返済制度の確立を求めています。なぜなら、今年度から日本学生支援機構のブラックリスト化が始まり、返済

に追われる低所得の専業非常勤講師の現状を早急に改善する必要があると考えているからです。

この集会には、全日本教職員組合、日本高等学校教職員組合も連帯の挨拶に駆けつけ、民主党・石田芳弘衆議院議員、田島一成衆議院議員、社民党・服部良一衆議院議員、日本共産党・宮本岳志衆議院議員らがそれぞれ応援演説を披露しました。他に秘書の出席やメッセージを寄せたのは、民主党・笠浩史衆議院議員、高井美穂衆議院議員、神本美恵子参議院議員です。

参加議員の数は多いと言えるものではありませんでしたが、これだけの大学・教育関係諸団体が一同に集まったという意味では、大変貴重な集会でした。ただ時間の制約があり、場内からの質疑ができなかったのは心残りでした。

国会議員への要請行動は、集会の前後に参加者がそれぞれグループに分かれて、衆参両院の文教関連委員会委員 60 名とその他計 75 議員に対し、共同要請書を持参して議院内の事務所を訪問するというものでした。初対面の人々が、議員要請という目的で行動を共にすることも初めてでした。

私は午前・午後を通じて院内集会・要請行動共に参加していたのですが、この共同要請行動は、11月中旬の呼びかけによる実行委員会作りからきわめて短期間のうちに実行されており、周知も限られていたために当日の参加者数にはあまり期待をしていませんでした。が、実際には予想外の地域から予想外の人々が詰めかけ、用意していた会場が満杯になるくらいでした。それだけ大学関係者が危機感を共有しているということなのでしょう。

う。

ところで、予算削減反対の主張については、反対ということでもまず問われるのは、日本経済の長期的落ち込みの中で財政そのものが逼迫しているのだから、その主張は独善的ではないのか、ということです。

仮に経済不況で財政難の中、全ての歳出が同様に減少しているというのであれば、その問いに答えるのは難しいかも知れません。しかし、昨今の歳出状況をみますと、数十年間の歳出に占める比率が常に維持され、時に増大している予算があります。国防関連の予算です。

具体的に数字を挙げますと\*、1979年の一般会計歳出が 38 兆 6001 億円、そのうち防衛関係費が 2 兆 945 億円で、これは全歳出のうち 5.4%を占めています。対する文教科学振興費は 4 兆 2997 億円で、11.1%でした(社会保障費は 7 兆 6266 億円)。

2009年の一般会計歳出は 88 兆 5480 億円ですが、そのうち防衛費は 4 兆 7741 億円で、5.1%、対する文教科学振興費は 5 兆 3104 億円で、6.0%です(社保費は 24 兆 8344 億円)。歳出そのものが飛躍的に増大している中での金額の比較では、もはや防衛費は文教費をしのぐ勢いです。

先日の尖閣諸島問題、北朝鮮の威嚇攻撃事件などを聞くにつれても、国防が重要でないと言うつもりはありません。しかし例えば尖閣諸島沖での中国船の増加は、そもそも中国の国防予算の増加の結果でしょうか。むしろ高度成長の余波として、中国が強気の外交政策に出たと考える方が自然です。そして経済成長は、多くの先進国では、国防予算の充実ではなく、人材育成の充実と連動する現象で

す。かつて武田信玄公が、「人は城、人は石垣、人は堀。情けは味方、仇は敵なり(どれだけ城を堅固にしても、人の心が離れてしまったら世を治めることはできない。情けは人をつなぎとめ、結果として国を栄えさせるが、仇を増やせば国は滅びる)」と説いたように、外交面での成功は、国防予算よりもむしろ人材育成のための高等教育予算を増やすことにあると考えるのが道理ではないでしょうか。また高等教育予算の必要性は憲法 26 条の人権保障に由来するものですが、国防予算には憲法上の根拠はありません。その意味ではたとえ歳入減少の中にあっても、高

等教育予算の増加は十分に可能でかつ意義のあることです。

高等教育予算の削減は、結果として、非常勤講師の劣悪な待遇の固定化を促進する可能性があります。ですから、当組合が共同要請行動に参加したことは、大変有意義であったと考えます。予算の編成は年内が山場ですが、これをきっかけに様々な大学関係諸団体が、お互いの利害感情を乗り越えて必要なときには一致団結し、大きな運動を起こせるようになればと強く感じました。

\*杉原康雄『憲法と資本主義の現在』(勁草書房・2010年) p.161 表より抜粋

## パートタイム労働法の規定を活用し、 春闘交渉・非常勤講師運動の新たな展開を ～明治大学での取り組みにも触れて～

今井 拓(明治大学春闘交渉担当執行委員)

明治大学と大学非常勤講師組合との今年の春闘交渉では、パートタイム労働法の規定を活用した新たな取り組みを行っています。その具体的内容、狙い、根拠、運動の展開方向について、明治大学での交渉の様子も織り交ぜながら紹介したいと思います。各大学における来年度の春闘交渉に際して、参考になれば幸いです。

まず、新たな取り組みの具体的内容ですが、第一に、「春闘交渉」における「賃金交渉」に関わり、次の事実資料の提供を大学側に請求することです。

- ① 常勤教員の昇級表(号俸体系)
- ② 非常勤講師と専任教員がそれぞれ

どれだけの講義を担当し、また、どれだけの給与・報酬の支払を受けているかを示す実数・実額と構成比、

- ③ 非常勤講師と常勤講師における主要な職務の内容と主要職務の構成比、および採用・配置(担当者の選定・審査)基準の要点

第二に、「賃金交渉」において、次の点についての認識を大学側に問うことです。

- ① 大学の教育体制において、非常勤講師が基幹的役割を担っている、という認識を持っているのか
- ② 非常勤講師給について、非常勤講師

の生活と研究を支える基本所得を構成するものである、という認識を持っているのか

これらの資料請求と基本認識を問うことの狙いは、以下の点にあります。第一に、資料請求への対応を通じて、大学側の交渉担当者自身に、大学教育全体において非常勤講師がどれだけ多くの役割を担っているのか、そして、その処遇が専任教員と比較して、どれだけ酷いものであるか、自覚させていく、ということです。第二に、これらの資料の開示は、非常勤講師問題の解決、処遇改善へ向けて大学人全体の合意をつくっていく最初の手がかりを運動に与えることとなります。第三に、大学教育における非常勤講師の役割、位置づけの確認は、「非常勤講師給」の重要性を大学側に認識させ、「賃金交渉」の重大な意義を大学側の交渉担当者の肝に銘じさせることとなります。第四に、「非常勤講師給」の性格について確認することは、大学側の「賃金交渉」に臨む立場を明確にさせることにより、運動の基本方向を設定することを可能にするとともに、賃金交渉の具体的内容や獲得目標についても、明確化することにつながります。これらの点については、後で、明治大学側とのやり取りを紹介しながら述べます。

また、これらの新たな取り組みのうち、資料請求については、労働法制上の根拠があります。それは、2008年4月から改正法が施行されたパートタイム労働法です。改正パートタイム労働法では、第一に、「事業主は、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、パートタイム労働者の職務の内容、成果、意欲、能力、経験などを

勘案して、その賃金(基本給、賞与等)を決定するよう努めるものとする」と規定されています(第9条)。第二、「事業主は、パートタイム労働者から求められたときは、待遇を決定するに当たって考慮した事項を説明しなければならない」と規定されています(第13条)。そして説明義務が課せられる事項として、「待遇の差別的扱いの禁止」「賃金の決定方法」が示されています。

したがって、この第9条と第13条を総合すると、大学側は、非常勤講師の処遇について、常勤教員との均衡を考慮しつつ、その賃金を決定するよう努めなければならないのですから、その立場から、①「待遇の差別的扱いを行っていないこと」および、②「待遇決定にあたって何を考慮したか」を非常勤講師に説明しなければならない、ということになります。そこで、①の点から、差別的扱いを行っていないことを証明するための事実資料を開示する義務が生じますし、②の点からは、どのような点で常勤教員との均衡を考慮したのか、回答する義務が生ずるわけです。この2点から、先に示した3項目の開示は、パートタイム労働法上の事業主の義務と解されるわけです。

さて次に、明治大学における取り組みを紹介し、新しい運動の展開方向や展望について述べたいと思います。まず、資料開示請求に対して明治大学側は、春闘交渉第二回折衝で次の回答を行いました。

① 専任講師の号俸体系は1号俸:29万9千5百円、33号俸62万5千7百円(毎年昇級)

准教授の号俸体系は、1号俸:39万9千6百円、29号俸66万7千5百円(毎

年昇級)

② 非常勤講師数 1745 名、専任教員数 817 名、半期のコマ数 9700 コマ、兼任コマ数 3900 コマ 40.5%、給与・報酬総額は答えられない(非常勤講師給決定に関して専任教員の給与・報酬額を考慮していない)。

③ 無回答(第二回折衝では明示的やり取りなし)

③についてのやり取りがなされなかったために、開示要求が不完全になっていますが、それでも、第一に、専任講師給の号俸体系と比較しての非常勤講師給の号俸体系(1号俸：月1コマ30700円、30年経過で2号俸：31000円、さらに10年経過で3号俸：3万1300円)の不合理性は誰の目にも明らかです。第二に、全体に対して非常勤講師の担当コマ数が40%に達し、教育体制の中で基幹的役割を果たしていることが、数字の上からも明らかになっています。第三に、明治大学側は、給与・報酬総額についての開示を拒みましたが、パートタイム労働法13条の開示義務があるために、非開示の理由づけとして、「非常勤講師給決定に関して、専任教員の給与・報酬額を考慮していない」点を挙げました。しかし、これは、パートタイム労働法第9条の均衡処遇義務に反する行為であることが明らかです。したがって、組合側は専任教員との均衡を考慮することを求めるとともに、引き続き開示を要求しています。さしあたり、大学側は第3回折衝で再回答を行うことになっています。

次に、非常勤講師の位置づけについて、「非常勤講師は、明治大学の教学体制を担っている基幹的労働力である、という認

識はあるのか」という組合側の問いかけに対し、明治大学側は次のように対応しました。「私立大学にとって、教育サービスは、その対価として学費が支払われるという意味で非常に重要であるが、この教育サービスの提供において非常勤講師は専任教員と全く同じである」(春闘交渉第二次折衝における総務部長の発言)。また、非常勤講師給の性格について「兼任講師給は、非常勤講師の生活と研究を支える基本所得を構成するものである、という認識はあるのか」という組合側の問いかけには、「理事会にはかり、次回折衝で回答する」としました(同上)。

この明治大学側の対応は、今後の春闘交渉の発展につながる重要な内容を含んでいると考えられます。第一に、明治大学側は、非常勤講師が基幹的労働力であることを認めただけか、大学の収入の主要な源泉である学費収入の稼ぎ手として専任教員と全く同じ役割を果たしている、と位置づけました。このことは、非常勤講師の処遇改善に向けた学内合意をすすめていくために春闘交渉が重要な機能を果たしていく出発点を築いた、と評価できるでしょう。第二に、明治大学側は、非常勤講師給の性格について明言を避けましたが、理事会で討議の上次回折衝で回答することを約しました。このことは、明治大学における非常勤講師運動の展開の画期をなすものと評価できるでしょう。というのは理事会が「非常勤講師給は非常勤講師の生活と研究を支える基本所得を構成するものである」と認めた場合には、当面春闘交渉で行うべきことは、この理事会の認識を踏まえて、非常勤講師給のあるべき水準について合意を図ることであり、どのような方法とテン

ポでこの水準に向けて非常勤講師給を引き上げていくのか道筋をつける、ということになるからです。もちろん、理事会が非常勤講師給の性格について誤認を続ける場合には全大学人の良識に訴えて、理事会のこの誤認を正すことが当面する運動の戦略的課題となるわけです。

以上が、新しい取り組みに関わる事項についてですが、ここで、今年度の明治大学の賃金交渉でもうひとつの特徴となった要求事項について簡単に触れておきます。

明治大学の今年度の賃金交渉では、1コマ5万円の統一要求に加えて、非常勤講師給について、現在の号俸体系の不適切性を指摘し、新たな号俸体系をつくることを提起しました。先に紹介したように、現状では、昇級期間が30年と長すぎ、本務校を退職した後任用された場合を除けば、ほとんどの日本人非常勤講師は1号俸となります(外国人非常勤講師は10年で昇級)。この要求に関しては、現在、非常勤講師の号俸について10年毎で昇級するよう適正化する改定案が理事会から出されている、という情報が、明治大学の教職員組合から寄せられており、少なくとも号俸体系の是正は、今年度中に実現される見通しです。

このように、1コマ5万円の統一要求を掲げ、非常勤講師給の適切な水準についての全学的合意を追求するとともに、この基本合意が勝ち取られていない段階においても、現行の非常勤講師給の不適切さを指摘して、その是正を迫る、というのは、賃金交渉における大事なアプローチの仕方と思われます。明治大学との交渉では、このタイプのアプローチとしては、非常勤講師の任用の際に、公募の

際と同様の厳格な論文審査(関連論文3本の提出と委員会による審査)が行われている、点も指摘しました。これは、「私募」採用においては異例の厳格さであり、明治大学は非常勤講師の質の確保に最も熱心な大学のひとつと言って良い訳です。だとすれば、桜美林大学や慶応大学などが経験10年以上の非常勤講師に支払っている1コマ3万3千円程度を改定された2号俸の水準としてもなんらおかしくありません。それどころか、現状の3万700円では均衡を失っている、というべきでしょう。

最後に、組合運動の強化についてです。第二回折衝を通じて私自身、今後の運動の発展の可能性について確信を深め、活動を強化しています。第二回折衝までは春闘交渉についての宣伝物は、数十枚を講師室の机に置くだけでお茶を濁してきたのですが、第二回折衝の報告ビラは、なるべく多くの非常勤講師のみなさんに読んでもらいたいと考え、毎週通っている和泉校舎の講師控室の個人メールボックス(910)、駿河台校舎の講師控室のメールボックス(360)等1400枚を配布し、さらに、1700人を超える明治大学の非常勤講師全員への配布を目指しています。そしてビラ配布をはじめ、様々な活動への明治大学の組合員のみなさんの協力をよびかけはじめたところですので。志ある非常勤講師のみなさんとの協力を広げ、粘り強く活動を継続して、近い将来に、明治大学を揺るがすような運動を構築していく、そして非常勤講師の処遇改善へ向けた全学的合意を形成する。そのような展望を持って、元気に活動していきたいと考えています。

## クリップボード

### (1) 『控室』原稿を募集します

組合員であるか否かを問わず随時原稿を受けつけています。掲載段階での匿名はかまいませんが、連絡先は明記してください。原稿は題字横のメールアドレスまでお送りください。短い記事や通信は送信者に断りなく、匿名で掲載する場合があります。

### (2) 『控室』を配布してくださる方を探しています

勤務先のメールボックスなどに『控室』を配布してくださる方を探しています。お志のおありの方はぜひ組合本部までご

連絡ください。講師控室に直送も可。

**【編集後記】** 私も全国共同国会要請行動に参加しました。午前中は全大教、私大教連、都大教、全学連の方と6名でグループを作り、自民党の馳浩議員の部屋に行きました。議員は不在でしたが、秘書の方に要請書を手渡しました。初めての方と共同行動をとるのはなかなか面白い体験でした。午後の要請行動では地域別にグループが分かれていたので、私は新潟大のグループに入れていただいて、民主党の熊谷貞俊議員に面会し、その後3人の議員の部屋を回りました。(行)

## 上告棄却に抗議する！

### 埼玉女子短大お菓子解雇事件

埼玉女子短期大学不当解雇当事件(通称お菓子解雇事件)で争っている当組合組合員の衣川清子さんは、昨年末、最高裁に上告・上告受理申立を行いました。最高裁第一小法廷は9月30日、上告棄

却・上告受理申立不受理の決定を下しました。この決定を受け、弁護団と衣川さんは連名で「抗議声明」を出しました。次ページに抗議声明を転載します。(編集部)

衣川清子(共著)  
**文学・労働・アメリカ**  
 アメ労編集委員会編  
 南雲堂フェニックス  
 2010年12月刊  
 B6版 上製 362頁  
 3150円

村山淳彦・福士久夫監訳  
**アメリカ文学必須用語辞典**  
 松柏社  
 2010年7月刊  
 A5版  
 415頁  
 4725円

地位確認等請求上告事件平成22年（オ）612号  
同上告受理申立事件平成22年（受）762号  
最高裁上告棄却・申立不受理に対する抗議声明

上告人 衣川清子  
上告人代理人弁護士

最高裁第一小法廷（白木勇裁判長）は2010年9月30日、標記事件について上告棄却及び上告申立不受理を決定した。

上告理由書、上告受理申立理由書、および9月10日付「大法廷への回付および口頭弁論開催を求める要請書」にて詳述したように、原判決は、公平な裁判を受ける権利を定めた憲法31・32条、学問の自由と大学の自治を保障した同23条、長期間放置した後の処分は無効とした最高裁判例等に反し、違法無効なものであった。これまでに提出した意見書（山村延郎拓殖大学准教授および牧柁名元東京大学教授執筆）はこれらの点を補強し、慎重な審理と公正な判決を強く求めるものであった。

しかしながら第一小法廷はこれらをいっさい顧みることなく、また佐藤昭夫早稲田大学名誉教授・弁護士がすでに執筆し、来る10月22日に提出する予定であった意見書を待つことなく、上告からたった9ヶ月、9月10日の要請からわずか20日後に棄却の決定を行った。

原判決に違法はないと認めた本決定は、①小規模な大学において、②任意の教員を「教員不適格」と名指しし、③問題にされたことのない過去の事例や事実でないことでも相当事由として挙げ、④普通解雇処分としさえすれば自由に解雇することも有効であると認定したに等しい。憲法に定められた学問の自由や大学の自治などは存在しないかのような決定である。このような先例ができた以上、今後は大学による教員解雇が頻発しかねない。このことは、身分を保障すべき大学教員への人権侵害を加速させ、日本の高等教育を混乱させ、何よりも次代を担う学生に重大な不利益をもたらすことになる。このような影響を及ぼしかねない本決定に我々は強く抗議するものである。

また、現在、研究者であり、非常勤講師として大学と専門学校で教鞭をとる上告人は、今後も高等教育の充実・発展のために力を尽くし、とりわけ大学教員の権利侵害事件について研究を続け、司法の実態について警告・啓発活動に努めていく。「人格的な欠陥の持ち主」との原判決をそのまま認めた本決定に全人格をかけて抗議したい。

以上